



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 監査公表

監査公表第26号

監査公表第27号

監査公表

和歌山県監査公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、和歌山市平井331-6畑中正好外3名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年7月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好

和歌山市葵町1-27 神野文夫

和歌山市北野620 井上壮一

和歌山市秋月64-5 阪谷民子

2 請求年月日

平成20年5月22日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、(4)「選挙運動用ポスター作成代等一覧表」(以下「一覧表」という。)中、候補者名欄記載の各候補者(以下「各候補者」という。)及び各候補者に対応するポスター作成を業とする者名欄記載の各ポスター作成業者(以下「各ポスター作成業者」という。)に対し、一覧表中、各候補者に対応する違法不当利得金額欄記載の各金員について、それぞれが連帯して返還するよう請求せよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行って

る市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 各候補者

各候補者は、2007年4月8日執行の和歌山県議会一般選挙(以下「本件選挙」という。)に立候補し、各ポスター作成業者に対し、選挙運動用ポスターなどの印刷作成を発注し、県の公費負担請求に必要な手続を行ったものであり、現職の議員である。

(ウ) 各ポスター作成業者

各ポスター作成業者は、各候補者に関する選挙運動用ポスターなどをそれぞれ作成し、県の公費負担請求に必要な手続を行い公金を受領している者である。

イ 選挙運動用ポスター作成の公費負担金(公金)の受領

各ポスター作成業者は、本件選挙に立候補した各候補者の選挙運動用ポスターをそれぞれ作成したとする公費負担金として、一覧表中、公費負担内容・金額欄記載の各金員を受領している。

ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

各ポスター作成業者は、以下のとおり違法・不当な公金請求を行い、もって、公金を違法・不当に利得している。

請求人らが所属する市民オンブズマンわかやまが、公費負担される上限単価で上限枚数を作成したとして上限金額の公金請求を行い、当該上限満額の公金を受領しており、かつ、選挙運動収支報告書に選挙ハガキの印刷作成代の計上がなく、計上があっても寄付とされた10名の候補者に対し、無料にした印刷作成物の有無などを問う公開質問を行ったところ、上記3名の候補者らは、いずれも「無投票のため」ハガキについては作成していないと回答してきた。しかしながら、藤山、向井両議員のポスター作成業者からの回答がなく、回答があった回答書にも、事実関係を裏付ける資料等が添付されておらず透明性が確保されていないものであり、すべての真実が明らかにされているとは解されない回答であった。従って、回答には信憑性がないと言わざるを得ない。

選挙運動に必要なハガキなどの印刷物については、通常、ポスターと同時期に発注されており、選挙が実施されるものとして告示日までに準備されている

と解されるものである。請求人らが行った公開質問に対して回答があったポスター作成業者の回答書に添付された元帳や請求書などから告示日の約1週間前に納品されていることから、ハガキは印刷作成され、無料提供されていると解される。

その上、上記公開質問において2名の候補者が明らかにしている実際のポスター作成代と比較すれば、選挙ハガキに限らず、無料で提供されたその他の印刷物が存するかあるいは、不当に高額な利益を上乘せしていると解される。

上記2名の候補者の実際のポスター作成代から各候補者の実際のポスター作成代を推測しその他の事情を考慮しても40万円を上回ることはないと推察され、違法・不当な金額は各ポスター作成業者らが受領している各公金額と上記推定作成代40万円を差し引いた額が一覧表中の違法不当利得金額欄の金員に相当する。

エ 各候補者の責任

各候補者は、無料で印刷作成された選挙ハガキ代相当金などが公費負担されたポスター代に含まれていること及び公費請求されたポスター作成代が水増しされていることを承知の上で、公費負担される上限額と同一の内容の作成証明書を発行しているのであるから、違法・不当な公金請求を共謀あるいは、追認したこと

は明らかであり、各ポスター作成業者が負うべき責任を連帯して負うべき責任がある。

オ 知事の請求権と怠る事実

知事は、和歌山県が、上述したとおり、違法・不当な公金請求により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っておらず、違法に財産管理を怠っている。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査の申立て

和歌山県の監査委員4名のうち1名は外部からの選任であるが常勤監査委員は県職員0Bであり、残る2名は現職の議員であり、実質的には「身内に甘い」と言わざるを得ない。

請求人らが、昨年に行った議員に交付される政務調査費の違法・不当を問う住民監査請求において、現職2名の監査委員が除外されていたが、監査結果の内容をみればその甘さが理解できる。

職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持することを旨とし、万全の注意と適切な判断により職務を行うことが求められる監査制度にあって、およそ許されることのない事象である。

よって、本件は外部監査人による監査の申立てをする。

(4) 「選挙運動用ポスター作成代等一覧表」

(単位:枚、円)

| | 各候補者 | ポスター作成を業とする者名 | 作成内容 | | | 公費負担内容 | | | 違法不当利得金額 |
|---|-------|---------------|------|------|-----------|--------|------|-----------|-----------|
| | | | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 | |
| 1 | 富安民浩 | A社 | 865 | 1298 | 1,122,770 | 865 | 1298 | 1,122,770 | 722,770 |
| 2 | 藤山将材 | B社 | 1228 | 842 | 1,033,976 | 1228 | 842 | 1,033,976 | 633,976 |
| 3 | 向井嘉久藏 | C社 | 1520 | 600 | 912,000 | 1517 | 600 | 910,200 | 510,200 |
| 計 | | | | | | | | | 1,866,946 |

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年6月18日に受理を決定した。

なお、本請求は補正を命じたため、補正に要した8日について監査期間を延長した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、請求書の中で、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、監査委員は、公正不偏の態度を保持して、監査することが求められており、地方公共団体の長や議会等の機関から独立した行政機関として位置づけられていること、また、本件請求内容を判断するに、個別外部監査契約に基づき外部の専門家に委ねる必要性は認められず、個別外部監査による監査の必要はないと判

断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件選挙に係る選挙運動用ポスター作成費の公費負担において、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の存否を監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及びポスター作成費の公費負担に関する支出事務を行う和歌山県総務部総務管理局市町村課から関係資料の提出を求めて監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年6月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 関係人調査

各候補者と各ポスター作成業者に対し、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

5 監査委員の異動

前芝雅嗣委員及び浅井修一郎委員は、平成20年6月27日付けで退任し、花田健吉委員及び原日出夫委員が、平成20年6月28日付けで就任した。

垣平高男委員は、平成20年7月20日付けで退任し、楠本隆委員が、平成20年7月21日付けで就任した。

6 監査委員の除斥

原日出夫委員は、法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第5 監査の結果

1 主文

各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、一部の候補者に係る公費負担額の誤請求による過払いの事実が判明したが、その過払額が県に返還されている。他の候補者については違法・不当な公金請求の事実は認められない。従って、知事が違法に財産管理を怠っているという請求内容には理由がないので、棄却する。

2 監査対象機関に対する監査の結果

監査対象事項について、関係法令等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 目的

公職選挙法(昭和25年法律第100号)の中で、候補者間の選挙運動の機会均等等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

イ 法的根拠

(ア) 公職選挙法第143条第15項

県議会議員の選挙について、県は、条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターの作成について、無料とすることができる。

(イ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年和歌山県条例第36号。以下「県条例」という。)第6条～第8条

県は、候補者が契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(限度額あり)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(限度数あり)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。

(ウ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年選挙

管理委員会告示第130号。以下「規程」という。)

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第1号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第2号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(別記第3号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第4号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成証明書(別記第6号様式)

・請求書(選挙運動用ポスターの作成)(別記第7号様式その2)

・請求内訳書(ポスターの作成)(別記第7号様式別紙)

(2) 選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る事務手続

ア 契約届出書の提出(県条例第7条、規程第1条)

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えて選挙運動用ポスター作成契約届出書を提出する。

イ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出(県条例第8条、規程第3条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出する。

ウ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の提出(県条例第8条、規程第4条)

候補者は、上記選挙管理委員会の確認を受け、交付された選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

エ ポスター作成証明書の提出(規程第5条)

契約の届出をした候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

オ 請求書の提出(県条例第8条、規程第6条)

ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に、選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて知事に提出する。

カ 支払(県条例第8条)

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要な書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度額単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者に公費負担額を支払う。

(3) 各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る事務手続の状況

| | 富安民浩候補者 | 藤山将材候補者 | 向井嘉久藏候補者 |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ア 契約届出書の提出(契約書の写し添付) | 平成19年4月4日 | 平成19年4月23日 | 平成19年4月20日 |
| イ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出 | 平成19年4月4日 | 平成19年4月23日 | 平成19年4月20日 |
| ウ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付 | 平成19年4月5日 | 平成19年4月23日 | 平成19年4月20日 |
| エ ポスター作成証明書の提出 | 平成19年4月4日 | 平成19年4月23日 | 平成19年4月20日 |
| オ 請求書の提出 | 平成19年4月9日 | 平成19年4月25日 | 平成19年4月20日 |
| カ 支払(支出負担行為) (支出命令) (支払) | 平成19年4月9日 平成19年4月9日 平成19年4月12日 | 平成19年4月25日 平成19年4月26日 平成19年5月2日 | 平成19年5月1日 平成19年5月2日 平成19年5月15日 |

(4) 各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担の状況

(単位:枚、円)

| 候補者名 | ポスター作成業者名 | 支 払 金 額 | | | 公費負担限度額 | | | 作 成 金 額 | | |
|-------|-----------|---------|------|-----------|---------|------|-----------|---------|------|-----------|
| | | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 |
| 富安民浩 | A社 | 865 | 1298 | 1,122,770 | 865 | 1298 | 1,122,770 | 865 | 1298 | 1,122,770 |
| 藤山将材 | B社 | 1228 | 842 | 1,033,976 | 1228 | 842 | 1,033,976 | 1228 | 842 | 1,033,976 |
| 向井嘉久藏 | C社 | 1517 | 600 | 910,200 | 1517 | 600 | 910,200 | 1520 | 600 | 912,000 |

(5) 監査によって確認した事実

上記支出手続及び公費負担の状況を監査した結果、関係法令に従って処理されていることを確認した。

3 監査対象機関(選挙管理委員会)の意見

- ・立候補者からの事実に基づく申請に基づき、県条例に規定する上限枚数・上限単価の範囲内で支払われたものであり、法的には適切な支払であると考えている。
- ・ある候補の作成額が安価だからといって、各候補者の請求が不当であるとは断定できない。

4 関係人調査の結果

本件請求における選挙ポスター作成費の公費負担において、違法・不当な公金請求により、県が損害を被っているか否かの事実を調べるため、各候補者及び各ポスター作成業者に対して、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

調査の内容は、各候補者に対して書面で見積書と納品書の提出を求め、各ポスター作成業者に対しては、書面で見積書(控え)と納品書(控え)の写しを求めるとともに、作成枚数の確認及びポスター作成費用の内訳として、各作成工程に係る経費を企画・編集・デザイン料、刷版料、印刷料、仕上げ・包装、原材料費(用紙代含む。)、諸経費に区分して調査を行った。

なお、必要に応じ各候補者及び各ポスター作成業者に事実の確認を行った。

その結果は、次のとおりであった。

(1) 富安候補者及び藤山候補者については、見積書と納品書は存在しなかったため、本人から、契約書どおりの納

品があった旨を確認した。

(2) ポスター作成業者A社及びB社において、ポスター作成枚数がそれぞれに対応する富安候補者及び藤山候補者の契約書の作成枚数と一致していたことを確認した。

(3) ポスター作成業者A社及びB社において、各ポスター作成工程に係る経費の積算額が、それぞれに対応する富安候補者及び藤山候補者の契約額と一致し、作成単価も同契約額及び請求単価と一致していることを確認した。

(4) 向井候補者及びC社については、見積書、納品書及び各ポスター作成工程に係る経費の積算額から、公費負担されるポスター作成枚数が500枚、その単価が420円であり、公費負担対象となるべき額は210,000円であり、700,200円の過払いがあることを確認した。

5 監査中に判明したこと

向井候補者とC社から県に対し、7月18日にポスター作成代が誤請求であり、70万200円の過払いを受けていたと申出があったことが判明した。

第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

(1) 各候補者は無投票のため選挙運動に必要なハガキなどの印刷物については、作成していないとの回答であるが、事実関係を裏付ける資料等が添付されていないので信憑性がない。

(2) ハガキは通常、ポスターと同時期に発注されており、選挙が実施されるものとして告示日までに準備されて

いると解されることから、ハガキは印刷作成され、無料提供されていると解される。

(3) 公開質問における2名の候補者のポスター作成代と比較して、選挙ハガキに限らず、無料で提供されたその他の印刷物が存するか、あるいは、不当に高額な利益を上乗せしていると解され、実際のポスター作成代を推測して40万円を上回ることはないと推察される。

(4) 知事は、和歌山県が、違法・不当な公金請求により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っておらず、違法に財産管理を怠っている。

これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

本件請求に係るポスター作成の公費負担における富安候補者及び藤山候補者の契約書に記載された作成枚数及び作成単価については、第5の4で述べた関係人調査による結果から、実際にポスター作成に要した単価及び枚数と一致することを確認した。従って、公費負担されるポスター作成代の中にハガキが含まれている事実は確認できず、請求人が主張することについては、具体的な根拠がないものと判断する。

また、平成14年1月23日名古屋高裁判決（平成14年7月19日最高裁棄却により確定）において、公職選挙法第143条第15項及びこれを受けた条例の趣旨、解釈について「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること」とされている。選挙運動用ポスター作成における候補者のポスター作成の態様は様々であり、特定の候補者と比較して他の候補者のポスター作成代が高額で作成されていることが直ちに違法・不当とは言えないと考える。

さらに、県及び選挙管理委員会における支出手続においては、関係法令に従って処理されている。上記判例も、「地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」とされており、このことから今回の支出が違法又は不当となるものではない。

なお、向井候補者とC社については、県に対し、第5の5で述べたとおりポスター作成代が誤請求であったとして申出があり、県はその申出を相当と認め、過払いに係る返還金について納入の通知を行ったという事実を確認した。また、第5の4で述べた関係人調査から、監査委員が過払いと算定した金額700,200円と県が納入の通知を行った額が一致しており、その返還手続についても法令に従い適正に執行されていること及び7月22日付けで当該金額が納入されていたを確認した。

これらのことから、(1)、(2)、(3)及び(4)については、具体的な事実がないものと判断する。

以上のことから、各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、違法・不当な公金請求の事実は認められず、知事が違法に財産管理を怠っているという本件請求に理由はないものと判断する。

第7 意見

選挙におけるポスター作成費の公費負担に係る支出手続において、一部の候補者の公費負担額が誤請求により過払いされていた事実があり、選挙管理委員会においては、よりわかりやすく選挙費用公費負担制度の周知徹底を図るなど必要な措置を講ずるべきと考える。

和歌山県監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、和歌山市平井331-6畑中正好外3名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年7月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好

和歌山市葵町1-27 神野文夫

和歌山市北野620 井上壮一

和歌山市秋月64-5 阪谷民子

2 請求年月日

平成20年5月29日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、(4)「選挙運動用ポスター作成代等一覧表」中、候補者名欄記載の各候補者（以下「各候補者」という。）及び各候補者に対応するポスター作成

を業とする者名欄記載のポスター作成業者(以下「本件ポスター作成業者」という。)に対し、各56万480円について、それぞれが連帯して返還するよう請求せよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 各候補者

各候補者は、2007年4月8日執行の和歌山県議会一般選挙(以下「本件選挙」という。)に立候補し、いずれもポスター作成業者に対し、選挙運動用ポスターなどの印刷作成を発注し、その代金として県の公費負担請求に必要な手続を行ったものである。

(ウ) 本件ポスター作成業者

本件ポスター作成業者は、各候補者に関する選挙運動用ポスターなどをそれぞれ作成し、県の公費負担請求に必要な手続を行い公金を受領している者である。

イ 選挙運動用ポスター作成の公費負担金(公金)の受領

本件ポスター作成業者は、各候補者の選挙運動用ポスターをそれぞれ作成したとする公費負担金として、各112万960円を受領している。

ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

ポスター作成代として公費負担分の公金を受領している本件ポスター作成業者は、以下のとおり違法・不当な公金請求を行い、もって、公金を違法・不当に利得している。

本件ポスター作成業者は、各候補者のポスターの印刷作成を行うとともに、同じ昨春の4月22日執行の和歌山市議選挙に立候補した(4)の「選挙運動用ポスター印刷作成代に関する県議選と和歌山市議選の比較一覧表」中、和歌山市議選の候補者名欄記載の候補者7名の選挙ポスターの印刷作成も行っている。

県議選も市議選もポスター掲示場数が同じ620か所で、市議選のポスター作成枚数は、掲示場数の620枚で充足されており、県議選の1240枚作成のうち620枚は印刷作成の必要性が認められない。

県議選と市議選のどちらも同じような候補者ポスターであるし、時期的にも同じ時期に作成しており、デザインや版代等の制作代金は、基本的には大きく変わることはなくほぼ同一と解される。作成単価を比較してみても、市議選の倍枚数を作成したとする県議選のポスター作成単価が、市議選と同一かもしくは、それ

を上回る価格になっていることは、およそ不自然であり、あり得ないと解される。

請求人らが、本件ポスター作成業者に対し、上記の点を指摘しながら、その事実関係に関する具体的な説明を求める公開質問を行ったところ、本件ポスター作成業者から「弊社の適正価格という見解です」と回答があったものの、具体的な説明やその説明を裏付ける資料の添付もなく、透明性が確保されておらず、すべての真実が明らかにされているとは解されず、回答には信憑性がないと言わざるを得ないものであった。

上記の公開質問以外に請求人らは、ポスター作成業者において、ポスター以外で作成した印刷作成物を無料にしたものが存する場合、公費負担されたポスター作成代に水増しされていると解されることを指摘しつつ、公費負担される上限単価で上限枚数を作成したとして上限金額の公金請求を行い、当該上限満額の公金を受領しており、かつ、選挙運動収支報告書に選挙ハガキの印刷作成代の計上がなく、計上があっても寄付とされた候補者10名とそのポスター作成業者に対し、無料にした印刷作成物の有無などを質問する公開質問を行った。その公開質問に対する回答があったうち2名の候補者は、それぞれの実際のポスター作成代を明らかにしており、そのポスター作成代から、30万円を上回ることはなく、その他の事情を考慮しても40万円を上回ることはないとは推察される。

よって、少なくとも、本件で公費負担された112万960円から和歌山市議選での最高作成金額たる56万480円を差し引いた残金56万480円を各候補者が違法・不当に利得していることは明らかである。

エ 各候補者は、無料提供された印刷物が存したこと、あるいは、不当に高額な利益が水増しされていることを承知の上で、真実とは異なる内容の作成証明書を発行しているのであるから、違法・不当な公金請求を共謀あるいは、追認したことは明らかであり、本件ポスター作成業者が負うべき責任を連帯して負う責任がある。

オ 知事の請求権と怠る事実

知事は、和歌山県が、上述したとおり、違法・不当な公金請求により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っておらず、違法に財産管理を怠っている。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査の申立て

和歌山県の監査委員4名のうち1名は外部からの選任であるが常勤監査委員は県職員0Bであり、残る2名は現

職の議員であり、実質的には「身内に甘い」と言わざるを得ない。

請求人らが、昨年に行った議員に交付される政務調査費の違法・不当を問う住民監査請求において、現職2名の監査委員が除外されていたが、監査結果の内容をみればその甘さが理解できる。

職務の遂行に当たっては常に公正不偏の態度を保持することを旨とし、万全の注意と適切な判断により職務を行うことが求められる監査制度にあって、およそ許されることのない事象である。

よって、本件は外部監査人による監査の申立てをする。

(4) 「選挙運動用ポスター作成代等一覧表」

(単位:枚、円)

| | 候補者名 | ポスター作成を業とする者名 | 作成内容 | | | 公費負担内容 | | | 違法不当利得金額 |
|---|------|---------------|------|------|-----------|--------|------|-----------|----------|
| | | | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 | |
| 1 | 小川武 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 560,480 |
| 2 | 永井佑治 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 560,480 |
| 3 | 新島雄 | A社 | 919 | 1240 | 1,139,560 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 560,480 |
| 4 | 山下大輔 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 560,480 |

「選挙運動用ポスター印刷作成代に関する県議選と和歌山市議選の比較一覧表」

○ 県議選挙

公費限度額 1,120,960円 (限度額単価904円)

(単位:枚、円)

| | 候補者名 | 単価額 | 作成枚数 | 作成金額 |
|---|------|-----|------|-----------|
| 1 | 小川武 | 904 | 1240 | 1,120,960 |
| 2 | 永井佑治 | 904 | 1240 | 1,120,960 |
| 3 | 新島雄 | 919 | 1240 | 1,139,560 |
| 4 | 山下大輔 | 904 | 1240 | 1,120,960 |

○ 和歌山市議選挙

公費限度額 560,480円 (限度額単価904円)

(単位:枚、円)

| | 候補者名 | 単価額 | 作成枚数 | 作成金額 |
|---|------|-----|------|---------|
| 1 | B | 904 | 620 | 560,480 |
| 2 | C | 904 | 620 | 560,480 |
| 3 | D | 904 | 620 | 560,480 |
| 4 | E | 904 | 620 | 560,480 |
| 5 | F | 903 | 620 | 559,860 |
| 6 | G | 847 | 620 | 525,140 |
| 7 | H | 500 | 620 | 310,000 |

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年6月18日に受理を決定した。

なお、本請求は補正を命じたため、補正に要した8日について、監査期間を延長した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、請求書の中で、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、監査委員は、公正不偏の態度を保持して、監査することが求められており、地方公共団体の長や議会等他の機関から独立した行政機関として位置づけられていること、また、本件請求内容を判断するに、個別外部監査契約に基づき外部の専門家に委ねる必要性は認められず、個別外部監査による監査の必要はないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件選挙に係る選挙運動用ポスター作成費の公費負担において、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の存否を監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)及びポスター作成費の公費負担に関する支出事務を行う和歌山県総務部総務管理局市町村課から関係資料の提出を求めて監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年6月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 関係人調査

各候補者と本件ポスター作成業者に対し、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

5 監査委員の異動

前芝雅嗣委員及び浅井修一郎委員は、平成20年6月27日付けで退任し、花田健吉委員及び原日出夫委員が、平成20年6月28日付けで就任した。

垣平高男委員は、平成20年7月20日付けで退任し、楠本隆委員が、平成20年7月21日付けで就任した。

6 監査委員の除斥

原日出夫委員は、法第199条の2の規定により、本件監

査請求の監査に加わらなかった。

第5 監査の結果

1 主文

各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、違法・不当な公金請求の事実は認められない。従って、知事が違法に財産管理を怠っているという請求内容には理由がないので、棄却する。

2 監査対象機関に対する監査の結果

監査対象事項について、関係法令等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 目的

公職選挙法(昭和25年法律第100号)の中で、候補者間の選挙運動の機会均等等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

イ 法的根拠

(ア) 公職選挙法第143条第15項

県議会議員の選挙について、県は、条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターの作成について、無料とすることができる。

(イ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年和歌山県条例第36号。以下「県条例」という。)第6条～第8条

県は、候補者が契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(限度額あり)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(限度数あり)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。

(ウ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年選挙管理委員会告示第130号。以下「規程」という。)

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第1号様式その2)
- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第2号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(別記第3号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第4号様式その2)

・選挙運動用ポスター作成証明書(別記第6号様式)

・請求書(選挙運動用ポスターの作成)(別記第7号様式その2)

・請求内訳書(ポスターの作成)(別記第7号様式別紙)

(2) 選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る事務手続

ア 契約届出書の提出(県条例第7条、規程第1条)

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えて選挙運動用ポスター作成契約届出書を提出する。

イ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出(県条例第8条、規程第3条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出する。

ウ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の提出(県条例第8条、規程第4条)

候補者は、上記選挙管理委員会の確認を受け、交付された選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

エ ポスター作成証明書の提出(規程第5条)

契約の届出をした候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

オ 請求書の提出(県条例第8条、規程第6条)

ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に、選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて知事に提出する。

カ 支払(県条例第8条)

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要な書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度額単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者に公費負担額を支払う。

(3) 各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る事務手続の状況

| | 小川武候補者 | 永井佑治候補者 | 新島雄候補者 | 山下大輔候補者 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|
| ア 契約届出書の提出(契約書の写し添付) | 平成19年4月16日 | 平成19年4月23日 | 平成19年3月30日 | 平成19年4月19日 |
| イ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出 | 平成19年4月16日 | 平成19年4月23日 | 平成19年4月10日 | 平成19年4月19日 |

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|
| ウ 選挙運動用ポスター作成枚数 確認書の交付 | 平成19年4月24日 | 平成19年4月24日 | 平成19年4月16日 | 平成19年4月23日 |
| エ ポスター作成証明書の提出 | 平成19年4月16日 | 平成19年4月24日 | 平成19年4月10日 | 平成19年4月19日 |
| オ 請求書の提出 | 平成19年4月16日 | 平成19年5月21日 | 平成19年5月11日 | 平成19年4月19日 |
| カ 支払(支出負担行為) (支出命令) (支払) | 平成19年5月21日 平成19年5月21日 平成19年5月25日 | 平成19年5月21日 平成19年5月21日 平成19年5月25日 | 平成19年5月11日 平成19年5月14日 平成19年5月18日 | 平成19年5月18日 平成19年5月18日 平成19年5月23日 |

(4) 本件各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担の状況 (単位:枚、円)

| 候補者名 | ポスター 作成業者名 | 支 払 金 額 | | | 公費負担限度額 | | | 作 成 金 額 | | |
|------|---------------|---------|------|-----------|---------|------|-----------|---------|------|-----------|
| | | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 | 単価 | 枚数 | 金額 |
| 小川武 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 |
| 永井佑治 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 |
| 新島雄 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 919 | 1240 | 1,139,560 |
| 山下大輔 | A社 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 | 904 | 1240 | 1,120,960 |

(5) 監査によって確認した事実

上記支出手続及び公費負担の状況を監査した結果、関係法令に従って処理されていることを確認した。

3 監査対象機関(選挙管理委員会)の意見

- ・立候補者からの事実に基づく申請に基づき、県条例に規定する上限枚数・上限単価の範囲内で支払われたものであり、法的には適切な支払であると考えている。
- ・ある候補の作成額が安価だからといって、各候補者の請求が不当であるとは断定できない。
- ・和歌山市議選の公費負担最高額を超えた作成額が、県の条例に照らして不当に高いとは断定できない。

4 関係人調査の結果

本件請求における選挙ポスター作成費の公費負担において、違法・不当な公金請求により、県が損害を被っているか否かの事実を調べるため、各候補者及び本件ポスター作成業者に対して、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

その内容は、各候補者に対して書面で見積書と納品書の提出を求め、必要に応じ各候補者本人に事実の確認を行い、本件ポスター作成業者に対しては、書面で見積書(控え)と納品書(控え)の写しを求めるとともに、作成枚数の確認及びポスター作成費用の内訳として、各作成工程に係る経費を企画・編集・デザイン料、刷版料、印刷料、仕上げ・包装、原材料費(用紙代含む。)、諸経費に区分して調査を行った。

その結果は、次のとおりであった。

- (1) 各候補者について見積書と納品書は存在しなかったもので、本人から、契約書どおりの納品があった旨を確認した。
- (2) 本件ポスター作成業者において、ポスター作成枚数が契約書の作成枚数と一致していることを確認した。

(3) 本件ポスター作成業者において、各ポスター作成工程に係る経費の積算額が各候補者との契約額と一致し、作成単価も同契約額及び請求単価と一致していることを確認した。

以上のことから、各候補者及び本件ポスター作成業者について、ポスター作成費用について違法・不当に利得している事実は確認できなかった。

第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

- (1) 県議選も市議選もポスター掲示場数が同じで、市議選のポスター作成枚数は、掲示場数の620枚で充足されており、県議選の1240枚作成のうち620枚は印刷作成の必要性が認められない。
- (2) 本件ポスター作成業者は、和歌山市議選の候補者7名の選挙ポスターの印刷作成も行っており、県議選と市議選とも同じようなポスターで、同じ時期に作成しており、制作代金はほぼ同一と解される。作成単価を比較しても、市議選の倍枚数を作成した県議選のポスター作成単価が市議選と同一か、それを上回る価格はおよそ不自然であり得ない。
- (3) 請求人らが、本件ポスター作成業者に対し、その事実関係に関する具体的な説明を求める公開質問を行ったところ、本件ポスター作成業者から回答があったが具体的な説明や裏付ける資料の添付もなく、回答には信憑性がないと言わざるを得ない。
- (4) 公開質問に対する回答があった2名の候補者の実際のポスター作成代としては30万円を上回らず、その他の事情を考慮しても40万円を上回ることはないと推察される。
- (5) 知事は、和歌山県が、違法・不当な公金請求により

損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っておらず、違法に財産管理を怠っている。

これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

(1)については、県条例において国政選挙に準じた基準でポスター作成に係る上限枚数及び上限単価が規定されており、公費負担に係るポスター作成枚数は、県条例で定められた上限枚数の範囲内であれば、違法・不当であるとは言えない。

(2)については、平成14年1月23日名古屋高裁判決(平成14年7月19日最高裁棄却により確定)において、公職選挙法第143条第15項及びこれを受けた条例の趣旨、解釈について「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること」とされている。選挙運動用ポスター作成における候補者のポスター作成の態様は様々であり、市議選の倍枚数を作成した県議選のポスター作成単価が市議選と同一か、それを上回る価格であることが直ちに違法・不当であるとは言えない。

(3)、(4)及び(5)については、本件請求に係るポスター作成の公費負担における各候補者の契約書に記載された作成枚数及び作成単価については、第5の4で述べた関係人調査による結果から、実際にポスター作成に要した単価及び枚数と一致することを確認しており、ポスター作成費用について違法・不当に利得している事実は確認できなかった。

さらに、県及び選挙管理委員会における支出手続においては、関係法令に従って処理されている。上記判例も、「地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」とされており、このことから今回の支出が違法又は不当となるものではない。

以上のことから、各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、違法・不当な公金請求の事実は認められず、知事が違法に財産管理を怠っているとい

う本件請求に理由はないものと判断する。